

エネルギー自治を目指す 飯田市の地域エネルギー政策

長野県飯田市市民協働環境部
環境モデル都市推進課
課長補佐 小川 博

リニア中央新幹線が通る「飯田」 (結い田)



○面積	658.66km ²
○人口(H28.3.31)	103,712人
○世帯数(H28.3.31)	39,656世帯
○標高(市役所)	499.02m
○日照時間(2014年)	2125.3時間
○森林面積(割合)	全市域の84.6%

飯田市の地域エネルギー政策年表

1996

1997～

2004～

2009～

2013～

21'いいだ環境プラン策定

環境を優先した街づくり

太陽光発電・太陽熱利用機器設置補助

木質バイオマス機器設置補助

平成のまほろば事業

公民協働による温暖化対策事業の展開へ

太陽光市民共同発電事業

商店街エスコ事業

民間ペレット製造会社設立・公共施設への設置

5年ごとに改定

平成19年都市宣言

環境文化都市宣言

環境モデル都市認定

環境モデル都市行動計画

初期投資0円型太陽光普及

小水力市民共同発電

分権型エネルギー自治推進

地域環境権条例

太陽光市民共同発電事業

出資者

事業主体



市民出資

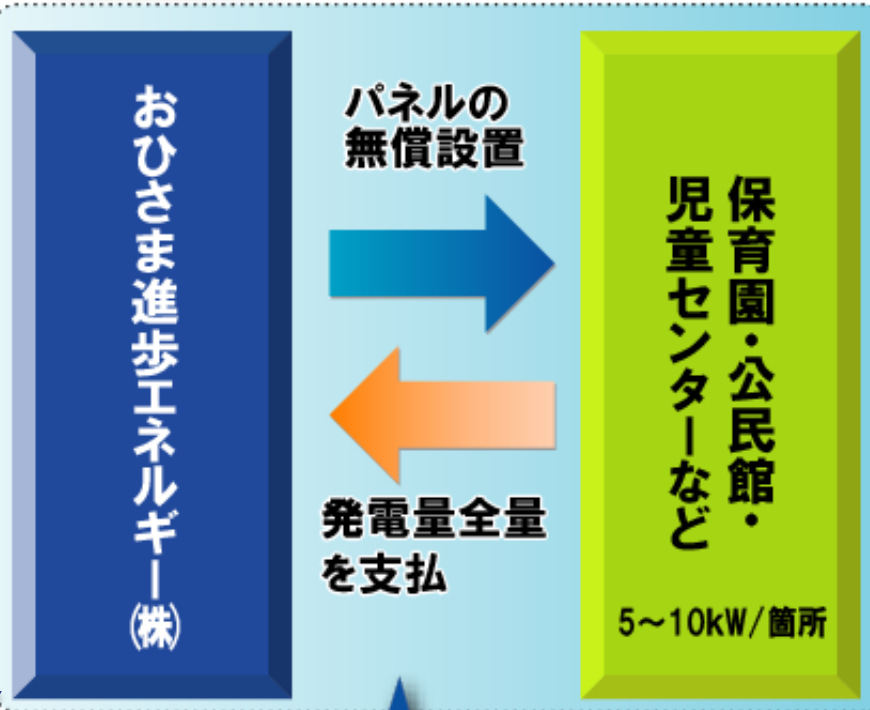


利益配分金



市民出資

利益配分金



余剰電力買電



売電収入



中部電力(株)

●パートナーシップ●

- ・公共施設の屋根を提供(20年契約)
- ・発電した電気の相当額を授受する等の契約締結(固定買取)

地域金融機関

飯田市の公共施設の屋根を目的外使用許可。
全国初の固定買取価格制度導入。

地域環境権条例を制定した考え方

持続可能なまちづくりの手段としての「エネルギー自治」

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設



大企業による地方へのメガソーラー進出

事業から上がる収益を、「住民自治」に活用できないか？
(大資本ばかりが、地域の資源を活用していいのか？)



再エネ資源の本質について考える

再生可能エネルギーを生み出す資源は、
地域の人や土地と密接な関わりがあるもの



再エネと住民自治を繋げる

再生可能エネルギーから生ずる利益を
地域住民が主体となって、地域のために活用していく

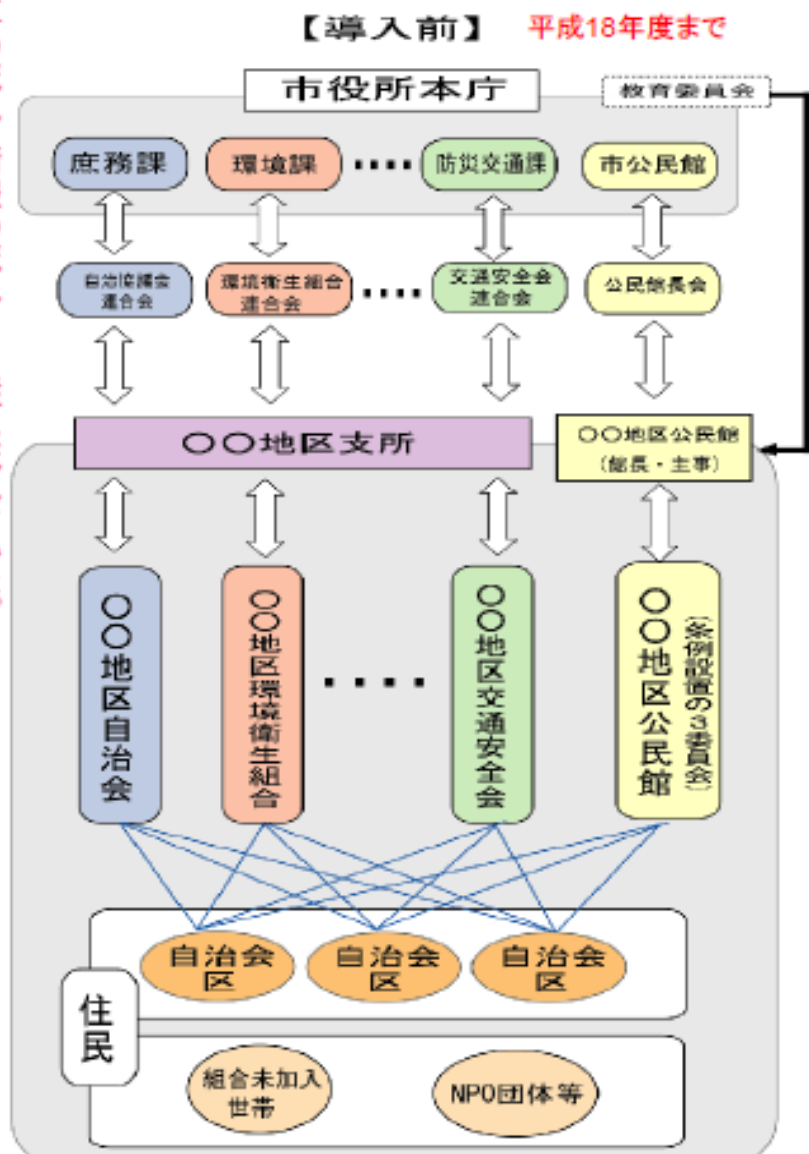


実効性のある事業を行うために

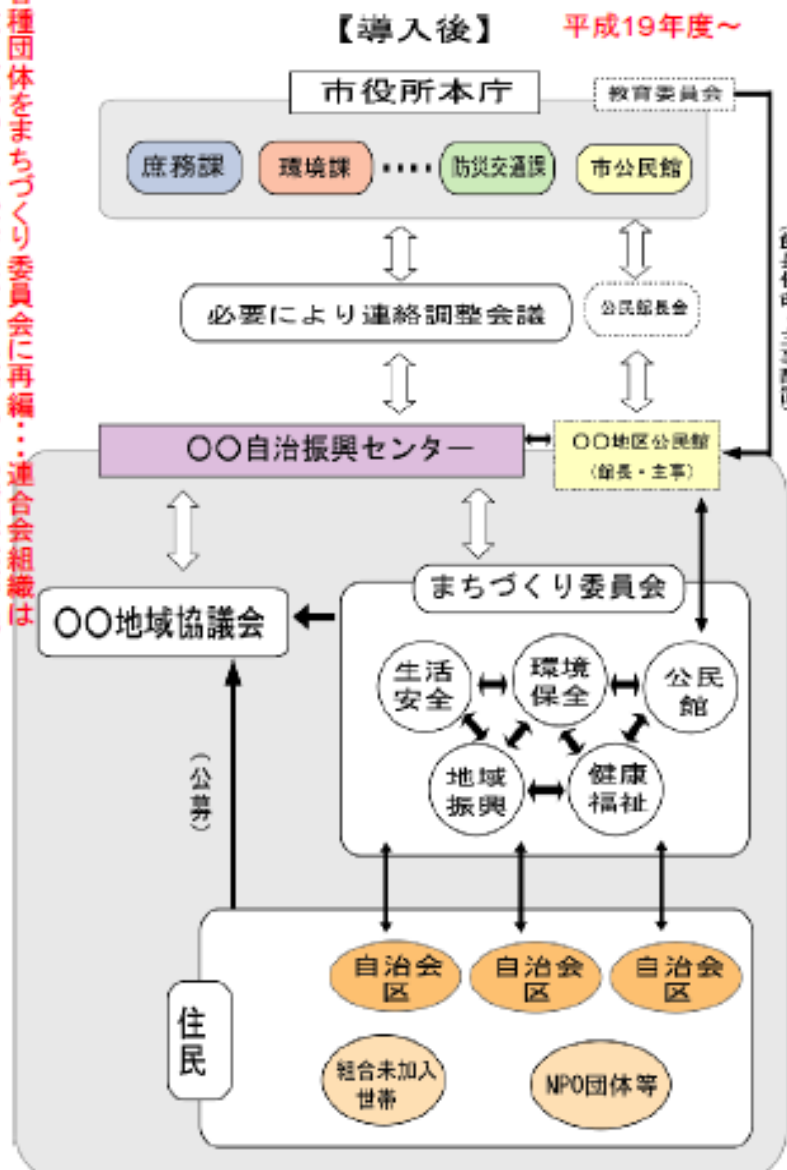
* 資金確保、リスク管理、収益の活用方法(地域活性化)など、
地域住民の皆さんの主体的な判断(共同決定)が必要

飯田市の自治組織～地域自治区制度を導入～

予算の流れ・情報の流れ・・・縦に流れていた。



各種団体をまちづくり委員会に再編・連合会組織は解散し、代わりに必要に応じて本庁からの情報伝達・地区間の調整等を目的とした連絡会議を開催



飯田市再生可能エネルギーの導入による 持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度（FIT）を、市民が公益的に利活用できる制度を構築

⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」「公共的団体」「行政」の関係性と役割を明確化

権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

地域環境権

**再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、
市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。**

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「公民協働事業」
に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援

小沢川小水力市民共同発電事業

取水予定地点
(治山堰堤)

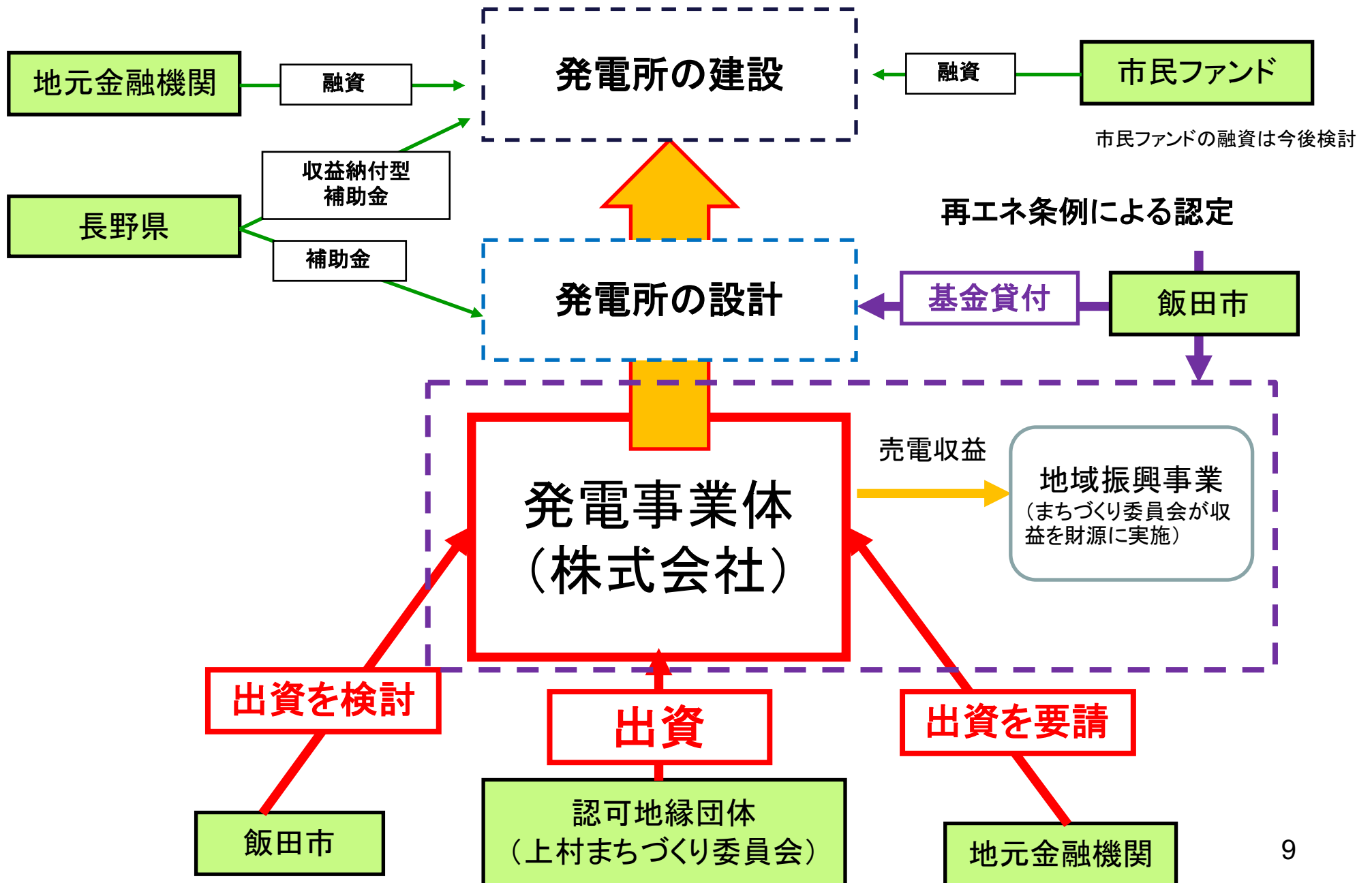
発電機設置
予定地点

水圧管路延長 約890m

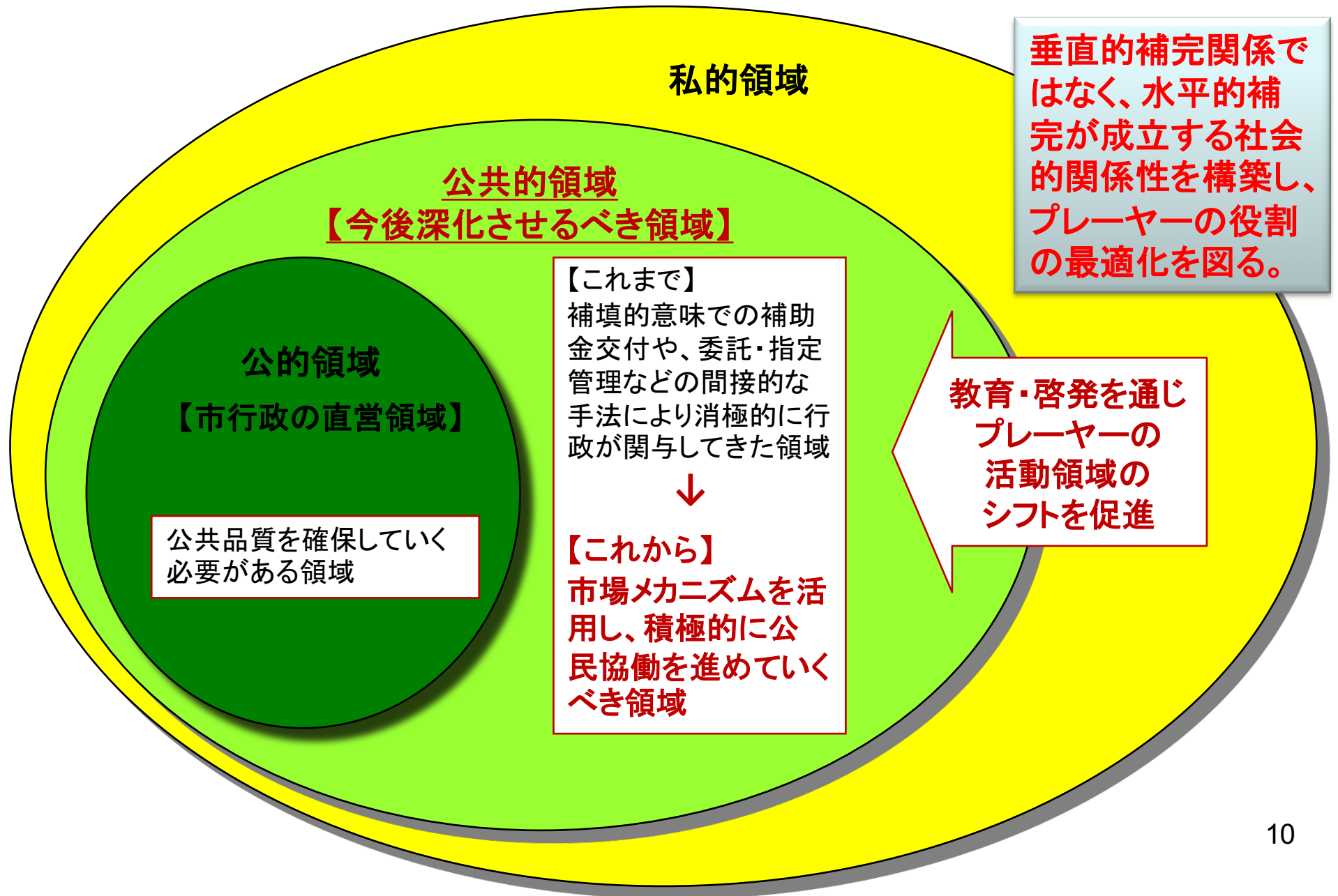
程野簡易水道
程野浄水場

- 最大取水量 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 常時取水量 $0.05\text{m}^3/\text{s}$ ※今後の取水協議による
- 有効落差 80.42m(最大取水量時) 86.74m(常時取水量時)
- 最大取水量時出力 172kW 常時取水量時26kW
- 年間想定発電量 842,000kWh (太陽光パネル0.75MW相当)
- 水車形式 横軸ペルトン水車

自治会が筆頭株主になる事業体での地域主導の小水力発電事業



飯田市が考える「新しい公共」のイメージ



条例のポイント1 「地域環境権」を市民に賦与

太陽光、河川の水や空気などは、地域住民の皆さんが毎日の暮らしの中で恩恵を受けている資源です。これらの資源は、そこに暮らす住民の皆さんが優先的に活用すべきものであり、住民の皆さんの総有財産として、持続的に活用して地域づくりを進められるようにする必要があります。そこで条例は、市民の皆さんに「地域環境権」を保障し、地域の合意に基づき、この権利を行使してエネルギー事業を行う場合、市が様々な支援を実施することとしました。

条例のポイント2 公民協働のルール化

地域住民の皆さんが事業を行う場合は「認可地縁団体」などの地域自治組織が対象となります。また、地域の皆さんが主体的に企業等と協働して「地域環境権」を行使する場合も想定し、市は協働の相手方となる企業等を、その協働事業の範囲で「公共的団体」として認定した上で、両者が行う事業も支援することとしています。

いずれの場合も、地域環境権の行使は、他の住民による地域環境権や所有権の行使と調和を図る必要があり、地域的合意が必須となります。その上で、地域住民の持続可能な地域づくりに役立つような「公益的利益還元」を実施することが必要となります。

条例のポイント3 専門機関を通じた支援と公共品質の確保

市は、専門家で構成する第三者機関である「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置し、申請事業に対し、公益性や安定運営性について助言、提案をした上で、公共的・安定的な事業であることを認定し、申請事業内容を公表します。これを通じて、事業に対して客観的・公共的な信用付与を行い、市場からの資金調達の円滑化を図ります。

企業等との協働事業の場合には、企業等の環境価値の向上にも役立ちます。

条例のポイント4 認定事業に対する市の支援

審査会で審査した結果、公益性や安定運営性が十分であると判断された事業は「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として決定し、条例に従い、以下の支援を行います。

(1)継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言

→ 事業運営の継続性や安定性を高めるため、専門家による助言を行います。

(2)初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与

→ 事業計画を公告することで、出資者や金融機関に対して情報公開を行います。また、市や専門家が、事業計画のお手伝いをすることで、公的な信用補完を図ります。

(3)補助金の交付又は資金の無利子貸付け

→ 地域公共再生可能エネルギー活用事業を行うために必要となる調査設計費用について、必要に応じて、市の基金から最高1,000万円まで、無利子で貸し付けをします。

(4)市有財産を用いて事業を行うとする場合の当該市有財産に係る利用権原の付与

→ 市有財産を活用して地域公共再生可能エネルギー活用事業を行う場合は、無償での使用を許可します。

(5)事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言

→ 事業が的確に運営されるよう、事業期間中は継続的に専門家の助言を実施します。

条例のポイント5 市長が行う指揮について

市長は、地方自治法第157条の規定に基づき、域内で活動する「公共的団体等」に「指揮」、「監督」、「処分」をする権限を有するが、同法96条第1項第14号の規定により、議会の議決を経て行使されるべきものである。

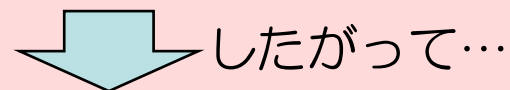


条例化することにより議会の議決を得ることで、市長に裁量を委任されたことになり、かつ、支援として行われることから、監督、停止、取消の権力的行為に当たらないため、市長の固有の権限で機動的に行使可能となった。

公共的団体等とは…

市長は、公共的団体等に対し、指揮権限を有するが、自治法上で想定される公共的団体について、以下の行政実例が存在する。

「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営む者は全て含まれ、法人格をもつかどうかは問わない。」



公共的な活動を行う団体にあっては、営利法人であっても当該公共的活動の範囲に限って公共的団体と捉えることができる。

条例のポイント6 公共サービス基本法の適用

事業の公共品質を担保していくために、市長に認められた事業に「公共サービス基本法」を適用することとしている。

公共サービス基本法（一部抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

（1） 国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

（公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化）

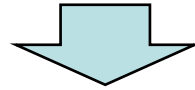
第8条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。



市として、事業を通じて地域への利益還元（公共サービス）がされているかを見守る責務が生じ、事業を行ううえでの公共的な制約事項やリスクの負担等について、協定書を結ぶことで明確化することとした。

条例のポイント7 飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

事業主体となる住民組織は、事業に係るノウハウや資金が足りない可能性が高い

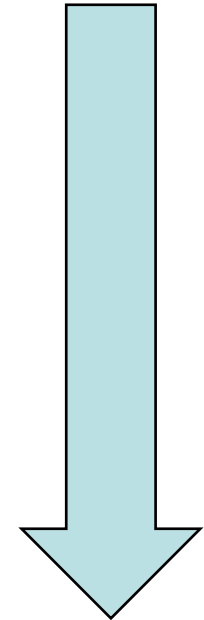


○ノウハウについて

各界の専門家で構成する市長の付属機関を設置。

以下の項目等について、審査、助言を行うことで、事業性を高める。

- 発電事業が継続的かつ安定的に行われるかについて
- 地域への利益還元が、真に地域のために行われるかについて



○資金について

固定価格買い取り制度を利用した発電事業であれば、比較的事業リスクが低いため、事業計画がきちんとしていれば、安定的な事業収益が見込め、審査会を経ることで事業の信用性を客観的に高めることができる。

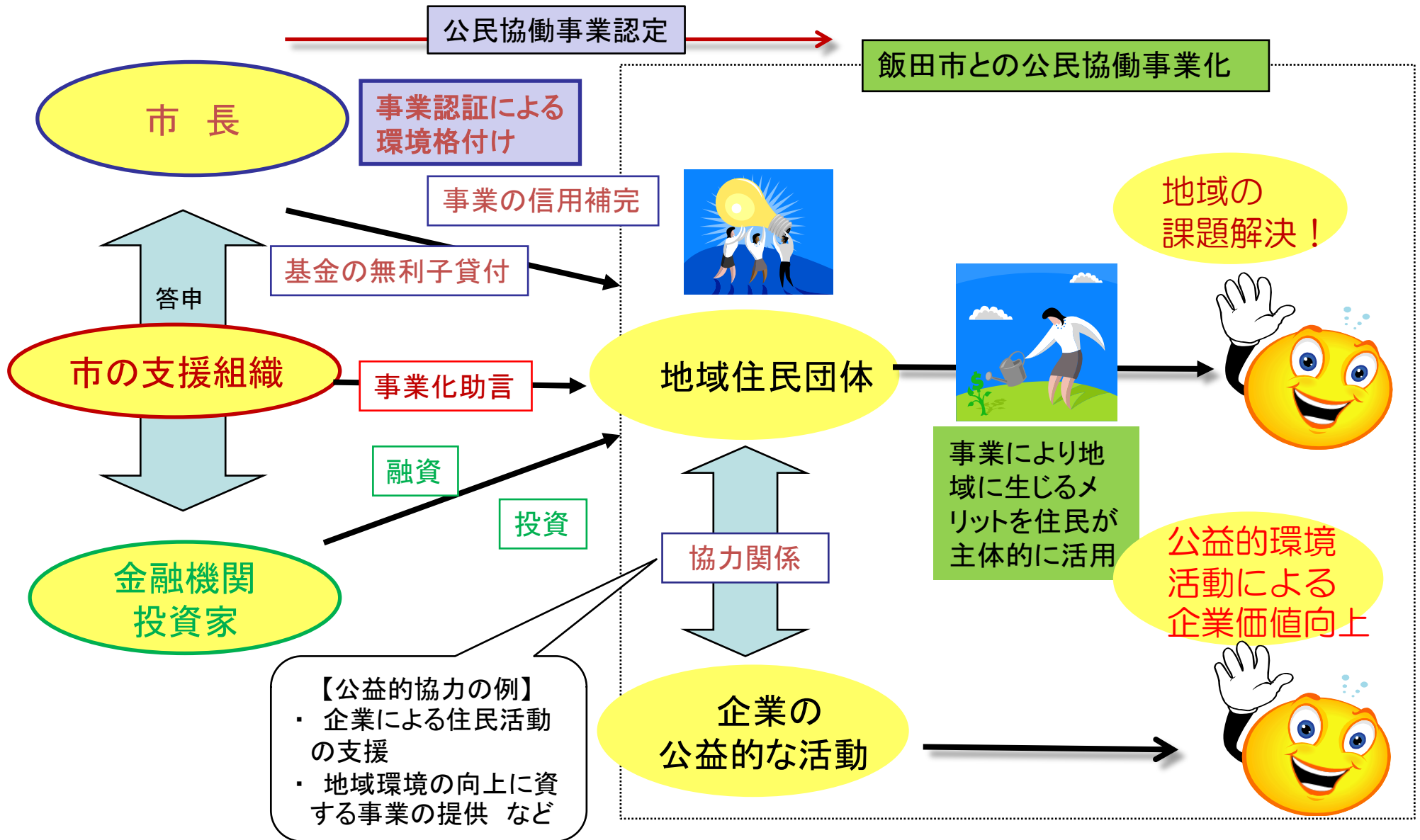
そこで、「プロジェクトファイナンス」手法により融資を獲得し、事業における信用性を担保とし、債務保証なく、資金を調達することができる。

または、事業内容を公告することで、市民ファンドからの出資を促す。

飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科 教授）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 環境・CSR部長）
- 3 中島 大（学識経験者）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事・弁護士）
- 5 長谷川 隆三（株式会社 フロントヤード 代表取締役）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫 常務）
- 7 吉江 宗雄（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役）
- 9 泉澤 昭平（中部電力株式会社 飯田営業所 配電運営課長）
- 10 田中 克己（飯田市金融政策課 課長）

地域公共再生可能エネルギー活用事業の組み立て



地域公共再生可能エネルギー活用事業申請の流れ

地域環境権を行使できる団体

○地縁による団体(地方自治法第260条の2第1項に規定するもの)

○飯田市民により構成され、以下の要件を備える団体

(1)団体を代表する機関を備えること

(2)団体の議事を多数決等の民主的手法により決すること

(3)構成員の変更にかかわらず団体が存続すること

(4)規約その他団体の組織及び活動を定める根本規則を有すること

審査会へ事業申請

以下の内容を審査

- 1 事業を行う主体の人的条件(法人格など)は整っているか
- 2 事業による収益を、地域に対して公益的に利益還元しているか
- 3 事業に充てる自己資金の割合は適切か
- 4 事業主体の役割、責任がきちんと決められているか

認可地縁団体とは・1

地縁による団体は、地方自治法で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としている。自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられる。

地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村の長の認可が必要。地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続(例えば、法務局への法人登記)は一切必要ない。

【認可の要件】

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。この規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。

認可地縁団体とは・2

1. 地縁による団体の代表者が、申請書類により市町村長に認可の申請を行い、市町村長が当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し、市町村長の認可が行われ、その認可をもって当該団体は、その目的の範囲内で権利能力を有し、法人格を得ることとなる。
2. 認可を受けた地縁による団体は、権利能力を得ることにより、主なものとして次のような法的な位置づけ及び取扱いがなされることになる。
 - ・団体名義で資産の登記・登録ができる。所有権の移転登記は、別途行う必要がある。
 - ・告示事項(名称、規約に定める目的、区域、代表者の氏名及び住所等)に変更があったときは、市町村長に届け出が必要。
 - ・規約を変更する場合には、市町村長の認可を受ける必要がある。
 - ・法人としての破産、解散及び清算は、裁判所の監督の下に所要の手続きを進める。
3. 認可を受けた地縁による団体の課税関係は、権利能力取得の前後で、法律上は同一とする扱いがなされている。例えば法人市県民税については、認可を受けた地縁による団体は公益法人として(収益事業を行っている場合を除く)均等割が減免されることがある。また固定資産税は、課税対象となっているが、公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)については、税額が減免される場合がある。